

第4章 相互連携のハブとなる EHR 構築に関する推奨要件

4. 施設・職種間での情報開示範囲設定

「施設」「職種」「情報項目」を患者情報別に開示・非開示を細かく設定できるシステム機能が必要です。

職種ごとに参照できる情報項目は次頁のマトリクス通りとします。なお、本マトリクスは最低限の情報項目を示すものであり、連携ネットワークによって本マトリクス以上の情報を参照できることは妨げません。

※本表の職種分類は JAHIS(一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会)の実装ガイドを基に、一部追加変更しています。

JAHIS IHE-ITI を用いた医療情報連携基盤実装ガイド

<https://www.jahis.jp/standard/detail/id=592>

【次頁の職種ごとに最低限参照できる情報項目図の補足説明】

項目	内容
患者基本情報	氏名、性別、生年月日、住所、被保険者記号/被保険者番号
患者補足情報	アレルギー、禁忌薬
医療情報1(医療基本情報)	病名・処方、退院時サマリー、心電図
医療情報2(医療詳細情報)	主訴、検査、注射、処置、手術、副作用、感染症
医療情報関連(地域・領域ごとのニーズで設定、ここでは一例)	画像、診療録
医療/介護情報	バイタル、ADL
介護情報	生活情報、介護記録、食事、訪問看護記録、口腔ケア等
連携パス	各種連携パス、検査日、レポート種別、レポート報告日、内容
コミュニケーション	SNS テキスト&画像情報、メール情報
紹介状(紹介状に関する基本項目)	紹介・逆紹介、病床情報

推奨要件

- 「施設」「職種」ごとに開示・参照の範囲を患者ごとに細かく設定でき、相互連携時に共有できるシステム設計とすること
- 職種ごとに参照できる最低限の情報項目は本ガイドラインに沿うこと

No	職種	患者基本情報			医療詳細情報										医療情報関連		医療/介護情報		連携パス	コミュニケーション	紹介状	予約	
		患者補 足情報	病名	処方	退 院 時 サ マ リ	心 電 図	主 訴	検 査	注 射	処 置	手 術	副 作 用	感 染 症	画 像	診 療 録	A D L	バ イ タ ル	介 護 情 報					
1	医科・歯科医師																						
2	薬剤師																						
3	技師(診療放射線・臨床検査)																						
4	看認師																						
5	保健師																						
6	助産師																						
7	医療クラーク																						
8	OT・ST・PT・ORT																						
9	歯科技工士																						
10	管理栄養士																						
11	福祉士(社会福祉士・PSW)																						
12	介護福祉士																						
13	救急救命士																						
14	精神保健福祉士(メディカルソーシャルワーカー)																						
15	臨床工学技士																						
16	医療事務																						
17	あん摩マッサージ指圧師/はり師/きゆう師																						
18	歯科衛生士																						
19	義肢装具士																						
20	柔道整復師																						
21	介護支援専門員(ケアマネージャー)																						
22	介護ヘルパー																						
23	生活相談員																						
24	事務員																						

【凡例】

- ： 閲覧・編集等できる情報項目の箇所
- ： 閲覧・編集等できない情報項目の箇所
- ： 閲覧・編集等できる情報項目として調整可能
- ： 業務上利用しない機能(閲覧・編集等できない情報項目で設定)

※ 閲覧する場合は説明責任も持つため、説明できる職種の方々が閲覧可能となります
 ※ 各職種の方々の業務に関係ない情報は基本的に閲覧不可としています。